

GDPR施行に便乗した 犯罪にご注意ください!!

そもそも「GDPR」とは何なのか??

GDPR (General Data Protection Regulation) とは、平成30年5月25日に全面施行されたEUの「一般データ保護規則」のことであり、個人データの保護を目的に企業での個人データの保管や処理等を定めた規則です。

日本には関係のないように思われがちですが、EEA（欧州経済領域）に所在する者の個人データを取り扱う場合などはGDPRの対象となり、違反時には制裁金が科せられます。

CAUTION

便乗犯罪ご注意ください!!

サイバー犯罪は、人気に便乗したり、不安に便乗したりすることで金銭や個人情報を取得する手口がよく使われます。

5月に施行されたばかりのGDPRについても、制裁金があることなどから不安に感じている企業の方も多くいると考えられ、その不安に便乗した犯罪が行われる可能性があります。

GDPR便乗犯罪として考えられる手口

- 「GDPR違反」と言って制裁金の支払いを要求する
- 「GDPR違反」の偽警告を表示させ不正ソフトなどを購入させる
- GDPR施行に伴う規約変更などを装ったフィッシング
- GDPRに便乗して金銭を振り込ませるビジネスメール詐欺
- 偽の診断サイトや相談サイトでの情報の窃取



被害に遭わないためには、「セキュリティソフトの導入」や「メールのフィルタリング」など基本的な対策を徹底した上、従業員全員がこうした新しい手口が次々に出てくることを理解し、情報セキュリティについて常に意識する環境づくりが重要です。